

岩手県企業局管理規程第2号

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県企業局長 邨野善義

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の勤務時間に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第2条の4 [略]</p>	<p>(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第2条の4 [略]</p> <p><u>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</u></p> <p>第2条の5 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、別に定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）が当該子を養育すること。</p> <p>(2) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護すること。</p> <p>(3) その他別に定める事由</p> <p>2 前項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、別に定める。</p>
<p>(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第2条の5 [略]</p>	<p>(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第2条の6 [略]</p>
<p>(休日)</p> <p>第2条の6 [略]</p>	<p>(休日)</p> <p>第2条の7 [略]</p>
<p>(休日の代休日)</p> <p>第2条の7 [略]</p>	<p>(休日の代休日)</p> <p>第2条の8 [略]</p>
<p>(育児等に係る職員の勤務時間の割振り)</p>	<p>(育児等に係る職員の勤務時間の割振りの特例)</p>

第2条の8 [略]

第2条の9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。